

消費生活センターってどんなことをするの??

無料エステ体験に行つたら、「肌が荒れている。たいへんな事になる。」と長時間勧誘を受け、1年間のエステ契約をしたが、解約出来るか。

高齢な母が、新聞を長期間、数社契約をしていた。契約をやめることが出来るの?

無料サイトをクリックしたら、突然登録となり、請求画面。払わないといけないのか?

体の調子が良くなる健康マットを勧められ、家で手軽に治療できるならと、高額だったが購入。一向によくならない。返品できる?

携帯電話に、お金をあげるからと突然メールが入った。返信しても大丈夫?

賃貸住宅の退去の際、クロスの張替など高額な請求を受けた。払わないといけないの?

電話で、パンフレットを送るから、貴重なものなので、捨てないで。買い取りたい人からまた連絡が入るという。本当?

相談 無料



周南市役所の消費生活センターへご相談ください!!

☎ (0834) 22-8321

相談時間：午前8時30分～午後5時15分

休み：土・日・祝日、12/29～1/3



消費者被害から高齢者・障がい者を守る最新情報

見守り新鮮情報



空メールの送信先 : mimamori@mlreg.tricorn.net

消費者被害から子どもを守る最新情報

子どもサポート情報



空メールの送信先 : support@mlreg.tricorn.net

※右のQRコードを読み込むと、すぐに空メールが送信できるので便利です。